

第9号様式(第11条関係)

児童手当・特例給付 住所変更届
氏名
支払口座

(宛先) 秦野市副市長		提出年月日		※受付確認年月日	
		
区分		変更後(新)		変更前(旧)	
受給者	氏名				
	住所	秦野市		秦野市	
支給要件 児童	1	氏名			
		住所			
	2	氏名			
		住所			
	3	氏名			
		住所			
	4	氏名			
		住所			
	5	氏名			
		住所			
金融機関	機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 所	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支店 所
	口座番号				
	口座名義 (カナ)				
<p style="text-align: center;">受給者 住所 秦野市</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話 ()</p>					

※ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この届は、受給者が氏名又は住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合及び受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする支給要件児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合に、提出してください。
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が本市内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、児童手当・特例給付受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 支給要件児童の住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
- 4 支給要件児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、その児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 5 この届は、氏名又は住所を変更してから14日以内に提出してください。